

札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 （省略）</p> <p>第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節～第3節 （省略）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>（第39条―第42条）</p> <p>第4章～第6章 （省略）</p> <p>附則</p> <p>（利用停止決定等の期限の特例）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 （現行のとおり）</p> <p>第3章 （現行のとおり）</p> <p>第1節～第3節 （現行のとおり）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>（第38条の2―第42条）</p> <p>第4章～第6章 （現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>（利用停止決定等の期限の特例）</p>	<p>規定整備</p>
<p>第38条 （省略）</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u></p>	<p>第38条 （現行のとおり）</p> <p>第4節 <u>審査請求</u> （<u>審査請求</u>）</p>	<p>同上</p>
<p>（新設）</p> <p>（審査会への諮問）</p>	<p>第38条の2 <u>開示決定等（第21条第3項又は第22条第2項の規定により開示をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）</u>、<u>訂正決定等（第30条第2項において読み替えて準用する第21条第3項又は第31条第2項において読み替えて準用する第22条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）</u>又は<u>利用停止決定等（第37条第2項において読み替えて準用する第21条第3項又は前条第2項において読み替えて準用する第22条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。）</u>に係る<u>審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>（審査会への諮問）</p>	<p>審理員による審理手続の適用除外</p>
<p>第39条 <u>開示決定等（第21条第3項又は第22条第2項の規定により開示をしない旨の</u></p>	<p>第39条 <u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について</u> <u>審査請求</u>があったとき</p>	<p>規定整備</p>

決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)、訂正決定等(第30条第2項において読み替えて準用する第21条第3項又は第31条第2項において読み替えて準用する第22条第2項の規定により訂正をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)

又は利用停止決定等(第37条第2項において読み替えて準用する第21条第3項又は前条第2項において読み替えて準用する第22条第2項の規定により利用停止をしない旨の決定があったものとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。以下この節において同じ。)

について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとするとき。  
(諮問をした旨の通知)

第40条 前条の規定により諮問をした処分庁又は審査庁(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人

は、当該審査請求に係る審査庁は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに札幌市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第42条第2号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。
- (3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正することとする場合
- (4) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部を容認して利用停止することとする場合  
(諮問をした旨の通知)

第40条 前条の規定により諮問をした審査庁(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をい

<p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（答申の尊重）</p>	<p>う。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（答申の尊重）</p>	
<p>第41条 諮問庁は、第39条の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定又は裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続）</p>	<p>第41条 諮問庁は、第39条の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して当該<u>審査請求</u>に対する裁決を行わなければならない。</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続）</p>	同上
<p>第42条 諮問庁が、第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定等に関する<u>不服申立て</u>について、次の各号のいずれかに該当する<u>決定又は裁決</u>をした場合において、実施機関が当該<u>決定又は裁決</u>に基づいて個人情報の開示を実施しようとするときは、当該<u>決定又は裁決</u>の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該<u>決定又は裁決</u>後直ちに、当該第三者に対し、開示する旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	<p>第42条 諮問庁が、第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定等に関する<u>審査請求</u>について、次の各号のいずれかに該当する裁決をした場合において、実施機関が当該裁決に基づいて個人情報の開示を実施しようとするときは、当該裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該裁決後直ちに、当該第三者に対し、開示する旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p>	同上
<p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定又は裁決</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の<u>決定又は裁決</u>（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（指定管理者に対する特例）</p>	<p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>（指定管理者に対する特例）</p>	
<p>第46条 （省略）</p>	<p>第46条 （現行のとおり）</p>	同上
<p>2・3 （省略）</p>	<p>2・3 （現行のとおり）</p>	
<p>4 第1項に規定する場合における第3章及び第5章（第47条第2項及び第51条から第53条までを除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>4 第1項に規定する場合における第3章及び第5章（第47条第2項及び第51条から第53条までを除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	

る。	(省略)	(省略)	(省略)	る。	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	第39条各号列記以	訂正をしない	訂正を指定管理者に行わせない		第38条の2	訂正をしない	訂正を指定管理者に行わせない
	外の部分	利用停止をしない	利用停止を指定管理者に行わせない			利用停止をしない	利用停止を指定管理者に行わせない
	(省略)	(省略)	(省略)		(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	5 (省略)				5 (現行のとおり)		



<p>た公文書の公開又は公文書に記録された個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問庁（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させること</u>その他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p>	<p>公文書の公開又は公文書に記録された個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2・3 (現行のとおり)</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させること</u>その他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p>	
<p>第15条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第15条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	同上
<p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p>	<p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p>	
<p>第16条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(委員による調査手続)</p>	<p>第16条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(委員による調査手続)</p>	同上
<p>第17条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第14条第1項の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第15条第1項本文の規定による<u>不服申立人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p>	<p>第17条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第14条第1項の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第15条第1項本文の規定による<u>審査請求人等</u>の意見の陳述を聴かせることができる。</p> <p>(提出資料の閲覧等)</p>	同上
<p>第18条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は<u>複写</u>を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は<u>複写</u>を拒むことができない。</p>	<p>第18条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は<u>写し</u>の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は<u>交付</u>を拒むことができない。</p>	同上
<p>2 審査会は、前項に規定する<u>閲覧</u>又は<u>複写</u>について、その日時及び場所を指定する</p>	<p>2 審査会は、前項の規定による<u>閲覧</u>又は<u>交付</u>について、その日時及び場所を指定す</p>	

ことができる。

(答申書の送付)

ることができる。

(答申書の送付)

第20条 審査会は、不服申立てに係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。

第20条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。 同上